

# 福島県県南バスケットボール協会

## U12 部会県中支部規約

### 第1章 総則

#### 第 1条 (名称)

福島県県南バスケットボール協会 U12 部会県中支部(以下 U12 部会という)と称する。

#### 第 2条 (組織)

U12 部会は、公益財団法人 日本バスケットボール協会に登録された、一般財団法人 福島県バスケットボール協会(県南バスケットボール協会)U12 部会県中支部内のバスケットボールチームをもって組織する。(以下 U12 部会と称す)

#### 第 3条 (事務局)

U12 部会の事務局は、部会長の指定する所に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### 第 4条 (目的)

U12 部会は、バスケットボールの健全な普及発展を図ると共に、技術の向上と、指導者の養成及び加盟チームの連絡提携並びに、親睦を図ることを目的とする。

#### 第 5条 (事業)

U12 部会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種大会の開催
- (2) 選手の講習会及び指導者・審判の研修会等開催
- (3) その他、目的達成に必要な事業

### 第3章 役員

#### 第 6条 (役員)

U12 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 各委員長 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 2名

#### 第 7条 (役員を選出)

役員選出の方法は次のとおりとする。

- (1) 部会長・部副会長・事務局長は理事会で選出し、総会の承認を得る。
- (2) その他の役員は、部会長の推薦で決める。

#### 第 8条 (役員の仕事)

1. 部会長は、U12部会を代表し、業務を統括する。
2. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときは、その仕事を代行する。
3. 事務局長は、事務局を統括する。
4. 理事・各委員長は会務を執行する。
5. 監事は、会計を監査する。

#### 第 9条 (役員の仕事)

役員の仕事は2年とする。但し再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、その補充をする。補充された役員の仕事は、前任者の仕事とする。

第10条 (顧問・参与)

U12 部会の顧問・参与は、理事会で選出する。

## 第4章 会議

第11条 (会議)

1. U12 部会に次の会議を置く。
  - (1) 総会
  - (2) 理事会
2. 総会は、毎年1回開催し、次のことを決める。但し、必要に応じ臨時に開くこともできる。
  - (1) 事業計画及び予算・決算の承認
  - (2) 理事の承認
  - (3) 規約の改正
  - (4) その他、重要な事項
3. 理事会は、部会長が招集し、次のことを審議する。
  - (1) 総会に提案する事項
  - (2) 会務の審議と執行
  - (3) 理事・監事の選出
  - (4) 顧問・参与の選出

## 第5章 委員会

第12条 (委員会)

1. U12 部会に次の委員会を置く。
  - (1) 総務委員会  
※総務委員会内に広報委員会を置く。  
※総務委員会内に一般財務統括者、D ファンド統括者を置く。  
※総務委員会内顕彰担当委員、規律担当委員を置く。
  - (2) 競技委員会
  - (3) 審判委員会
  - (4) 技術委員会  
※技術委員会内に強化統括者、普及統括者を置く。
2. 委員会は、U12 の活動に協力できる者で構成できる。
3. 委員長は理事会で選出し、総会の承認を得る。(理事を兼務する)
4. 副委員長及び委員は、理事会で選出する。

## 第6章 会計

第13条 (会計)

U12 部会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) Dファンド
- (2) 参加料
- (3) 協力金・補助金・寄付金及びその他の収入
- (4) 旅費・報酬・日当等は福島県バスケットボール協会の規定に従う

第14条 U12 部会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第15条 規約の施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

## 第7章 その他

### 1. 第16条 慶弔費

(1) U12 部会役員及び理事会の判断において該当する本人のみに贈るものとする。

(2) 慶弔費は常識のある範囲内とし、祝金・献花・香典・弔電等は部会長の判断において決定するものとする。

平成31年4月施工